

1 基本方針

市町村教育委員会の要請（地教行法第48条）に基づき、各学校園を訪問し、教育課程、学習・保育指導、生徒指導、その他学校園教育に関する専門的事項について指導助言を行い、市町村教育委員会と学校園の主体性と創意ある運営の充実に役立てる。

2 実施の方向性

県教育委員会は、学力向上、体力向上及びいじめ対策・学校に登校していない児童生徒の支援等についての取組の充実が図られるよう「魅力ある・行きたくなる学校」づくりを推進する。

指導主事学校訪問においては、市町村教育委員会の要請を踏まえ、各学校園において幼児及び児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業づくりを通じ、教員の授業力向上や校内・園内研究の充実等を図る。なお、市町村教育委員会の要請を踏まえ、学校園の状況に柔軟に対応する。

3 訪問指導の重点

「令和7年度 管内生涯学習推進の基本方針」に基づき、指導助言を行う。

4 訪問の形態とねらい、主な内容等

宮城県教育庁義務教育課「令和7年度における指導主事学校訪問について」を参照のこと。管内の令和7年度指導主事学校訪問の詳細については以下の通り。

訪問形態については、学校園の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。学校園からの訪問形態希望において調整が必要な場合は、市町村教育委員会で行うこととする。管内事情により、回数や時期、要請人数等について制限する場合もある。

訪問当日の運営・時程、全体会の内容等については、学校園の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。

訪問形態	ねらい、主な内容等
①一般訪問	A協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問 （令和6年度の一般訪問に当たる訪問形態） 【ねらい】 ○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 幼児及び児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 【留意点】 ○ グループのメンバーで協働による授業づくり・指導案作成を行うこと。 ○ 協働による授業実践に係る指導助言を行う。 ○ 学校における「通覧授業」はAにおいてのみ実施できる。
	B学校園が希望する授業数での訪問（1回／3年程度） 【ねらい】 ○ 個々の教員の授業力の向上を図る。 ○ 幼児及び児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 校内研究の複数年次最終年度等、協働による授業づくりの実践の充実を図る。 【留意点】 ○ 校内・園内研究や協働による授業づくりの成果を踏まえ、個が主体となって授業づくり・指導案作成を行うこと。 ○ 分科会は参観する指導主事別とする。学校園が編成すること。 ○ 個の授業づくりに係る指導助言を行う。授業数が多い場合は、1時間複数参観もあり得る。参観した授業が多い場合、それらの授業に共通する点に焦点化して指導助言を行う。 ○ 学校においては、校内研究の最終年度等、校内研究の充実期を迎えるとともにAの協働による授業づくりの成果を十分に得られた時期に <u>3年程度のうちに1回選ぶことができる。同じ学校が毎年連続してBを選ぶことはできない。</u> ◇ 園はこの限りではない。

②伴走支援型 訪問	C 単元構想支援（3回／年）※ 1回目または3回目は紙面や電話でのやり取りになる場合もある。 <u>（各市町村教育委員会内でC・Dどちらか1つ、1校まで。</u> <u>1校につき2グループまで。各1単元）</u> 【ねらい】 ○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 目指す子供像を踏まえた、単元指導計画の作成、授業づくりを支援する。 【留意点】 ○ 教員の授業力向上において、市町村教育委員会や校内での取組だけでは難しい実態にあり、指導主事の複数回訪問を加えて授業改善を図りたい学校が対象となる。 ○ 1つの単元について、（授業者を含む）協働による授業づくりグループを編成し、授業づくり・指導案作成を行うこと。 ○ 単元構想段階から指導主事が入る。協働による授業づくりを支援し、単元構想や授業実践に係る指導助言を行う。訪問の回数は1単元3回とする。 ○ <u>C・Dは年間3回の複数訪問であることから、市町村教育委員会内でC・Dどちらか1つ、1校までとする。また、1校につき2グループまでとし、各1単元とする。</u>協働による授業づくりを基本とし、Cにおける成果を学校全体に広げる取組をすること。 【ケース1】 1校 1グループ1単元 【ケース2】 1校 2グループ各1単元 【ケース3】 1校（小規模校） 全員で1グループ1単元 1つの単元を協働でつくるグループ1 ↓↑ 学校全体の授業改善につなげる 1つの単元を協働でつくるグループ1 1つの単元を協働でつくるグループ2 ↓↑ 学校全体の授業改善につなげる 1つの単元を全員協働でつくる ↓↑ 学校全体の授業改善につなげる 【3回訪問の例】 例1 <1回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事 協働による授業づくりグループにおいて作成した大まかな単元構想や本時の授業づくりについて検討する。 <2回目>参加者：校内教員全員と指導主事 本時の授業参観と授業検討会を実施する。 <u>※諸表簿点検や全体会等を希望する場合はこの日に設定する。</u> <3回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事 単元全体を振り返る話し合いを行う。 例2 <1回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事 協働による授業づくりグループにおいて作成した大まかな単元構想や本時の授業づくりについて検討する。 <2回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事 模擬授業を実施する <3回目>参加者：校内教員全員と指導主事 本時の授業参観と授業検討会を実施する。 <u>※諸表簿点検や全体会等を希望する場合はこの日に設定する。</u>
--------------	--

②伴走支援型 訪問	D年間継続支援（3回／年） <u>（各市町村教育委員会内でC・Dどちらか1つ、1校まで。1校につき2グループ（2教科または2学年）まで。1回の訪問につき2コマまで）</u> 【ねらい】 ○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 重点教科や対象学年等の年間を通じた指導の充実について支援する。 【留意点】 ○ 教員の授業力向上において、市町村教育委員会や校内での取組だけでは難しい実態にあり、指導主事の複数回訪問を加えて授業改善を図りたい学校が対象となる。 ○ 重点教科または重点学年を基に、（授業者を含む）協働による授業づくりグループを編成し、授業づくり・指導案を作成すること。 ○ 事前打合せ（課題等の確認、今後の取組について）から指導主事が入り、協働による授業づくりを支援し、単元構想や授業実践に係る指導助言を行う。訪問の回数は、事前打合せ、授業研1、授業研2の3回とする。 ○ C・Dは年間3回程度の複数訪問であることから、<u>市町村教育委員会内でC・Dどちらか1つ、1校までとする。また、1つの学校につき2グループ（2教科または2学年）までとする。1回の訪問につき2コマまでとする。</u>協働による授業づくりを基本とし、Dにおける成果を学校全体に広げる取組をすること。 ○ <u>教科重点支援を選んだ場合は1校につき2教科までとする。学年重点支援を選んだ場合は1校につき2学年、同一学年2教科までとする。1回の訪問につき2コマまでとする。</u> 【ケース】 学年（学年部）または教科での協働でつくるグループ ↓↑ 学校全体の授業改善につなげる 【3回訪問の例】 <1回目>参加者：協働による授業づくりグループと指導主事 事前打合せ（課題等の確認、今後の取組について）を行う。 <2回目>参加者：校内教員全員と指導主事 本時の授業参観と授業検討会を実施する。 ※諸表簿点検や全体会等を希望する場合はこの日に設定する。 <3回目>参加者：校内教員全員と指導主事 本時の授業参観と授業検討会を実施する。3回訪問の成果と課題を確認する。
③指定校訪問	E指定校訪問 【ねらい】 ○ 県教育委員会（義務教育課）等の指定校等の事業の充実を図る。 【留意点】 ○ 「令和7年度みやぎの算数教育改善プラン事業」のモデル地区の該当校は必然的にEを選択することとなる。訪問日程は事業担当指導主事と打ち合わせて決定する。<u>（数回／年）</u> ○ 他の指定を受けている学校園や自主公開を実施する学校園もEを選択できるが、A B C Dの形態との複数選択はできない。<u>年2回までの訪問とし、1回の訪問につき2コマまでとする。</u>協働による授業づくりを基本とし、Eにおける成果を学校園全体に広げる取組をすること。 ○ 公開研究会当日の指導助言等は別依頼とする。

5 市町村教育委員会内で希望できる学校園数

訪問形態	市町村教育委員会内で希望できる学校園数
A	学校園数に制限数なし 〔理由〕 令和6年度の一般訪問に当たる訪問形態であり、Aが基本の訪問形態であるため。
B	3分の1程度の学校数（園はこの限りではない） 〔理由〕 3年程度のうちに1回選ぶことのできる形態であり、同じ学校が毎年連続してBを選ぶことはできないため。校内研究の最終年度等、校内研究の充実期を迎えるとともにAの協働による授業づくりの成果を十分に得られた時期に実施するため。
C	C・Dどちらか1校 〔理由〕 C・Dは年間3回の複数訪問であり、他の訪問形態との調整が必要なため。
D	C・Dどちらか1校 〔理由〕 C・Dは年間3回の複数訪問であり、他の訪問形態との調整が必要なため。
E	学校園数に制限数なし 〔理由〕 指定校園等が対象であるため。

6 お願い

（1）訪問形態を選ぶ際の留意点

- ① 地域や学校園の実態・実情を踏まえ、市町村教育委員会の方針、学校園経営の方針、校内・園内研究等を十分考慮して訪問形態を選ぶこと。調整が必要な場合は、市町村教育委員会と学校園とで相談して行うこと。
- ② 5つの訪問形態から1つの形態を選ぶこと。複数の訪問形態を選んだり組み合わせたりすることはできない。基本の訪問形態はAであり、毎年Aでも構わない。BCDEには条件付けがあることから、A以外を選ぶ際には、より一層市町村教育委員会の方針、学校園経営の方針、校内・園内研究等を十分考慮し、実施年度以降の見通しを持って希望すること。
なお「令和7年度みやぎの算数教育改善プラン事業」のモデル地区の該当校はEを選択することとなる。

（2）学校における授業者や授業数、教科を決定する際の留意点

- ① 実施年度内や実施年度前までの市町村教育委員会や校内授業研究会等の授業者ができるだけ重ならないようにし、特定個人への負担集中を避けること。
- ② できる限り3年程度のうちに1回は全員が何らかの授業研究会の授業者となるよう計画的に授業者を決めること。その際、本人の心身の健康、家庭の状況等に十分に配慮すること。
- ③ 校内研究の取組を他教科へ広げて授業力向上を図るため、校内研究で取り組んでいる教科に偏らないこと。
- ④ 初任研（1年目・2年目）、5年研、中堅研における研究授業と指導主事学校訪問での研究授業のねらいはそれぞれに異なる。
令和7年度初任研（1年目・2年目）、5年研、中堅研対象者が指導主事学校訪問で授業する場合、それぞれの年次研修の研究授業及び検討会と兼ねることができるかどうかについては各年次研修の「研修の手引き」による。初任研（1年目）の勤務校研修の「授業実践」等に数えることはできる。
それぞれの年次研修の研究授業及び検討会と兼ねることができるかどうかに関わらず、初任研（1年目・2年目）、5年研、中堅研対象者が指導主事学校訪問で授業すること自体は可能だが、対象者の負担とならないように考慮すること。
- ⑤ 「計画的・組織的な特別支援教育の充実を図ること」が指導主事学校訪問のねらいに含まれていることを考慮すること。

（3）全体会の内容に係る留意点

全体会を実施する場合（Eは全体会なし）、その内容等については学校園の実態や希望等を踏まえて決定する。全体会を実施する場合の内容は次から選ぶことが可能である。訪問形態別の設定できる内容は以下の通り。

全体会内容例／訪問形態	A	B	C	D	E
各分科会の話合いの報告（学校園）	○	○	○	○	×
学校課題に係る話合い（学校園）	○	×	×	×	×
学校課題に係る話合いへの指導助言	○	×	×	×	×
校内・園内研究概要の説明（学校園）	○	○	○	○	×
校内・園内研究の個別相談対応（指導主事）	○	○	○	○	×
全体講評（指導主事）	○	○	×	×	×

※ 全体会において、「校内・園内研究概要の説明」を実施する学校園のみ「校内・園内研究の個別相談」を希望できる。

- (4) 全体会の充実や長時間化回避（勤務時間内の確実な終了）のための留意点
- ① 各分科会の話合いの報告（学校園）
当日の全体会で設定可能であるが、校内・園内での別日設定や他の方法での共有についても検討すること。
 - ② 学校課題に係る話合い（学校園）
「学校課題に係る話合い」を設定する場合は「校内・園内研究概要の説明」及び「校内・園内研究の個別相談」は実施しない。「学校課題に係る話合い」について指導主事による指導助言の希望があれば指導助言を行う。
 - ③ 校内・園内研究概要の説明（学校園）
「校内・園内研究概要の説明」を実施する場合は「校内・園内研究の個別相談」を希望することができる。
 - ④ 校内・園内研究への指導助言（指導主事）
令和7年度は、全体会における「校内・園内研究への指導助言」を実施しない。
 - ⑤ 全体講評（指導主事）
希望がある場合は、学校園経営説明に呼応して実施する。
- (5) 学校における通覧授業について
指導案なしで、できるだけ多くの学級の授業参観を行う「通覧授業」はAでのみ実施できる。
- (6) 市町村教育委員会指導主事への協力依頼について
事務所指導主事や学力向上指導員だけでは授業についての指導助言に限りが生じる場合、市町村教育委員会指導主事に指導助言を依頼する。

7 訪問の手続き

- (1) 訪問の要請
市町村教育委員会は「令和7年度指導主事学校訪問及び諸表簿指導について」（様式1）、A以外を希望する学校分の「令和7年度指導主事学校訪問希望調査票」（様式2・学校用）、「令和7年度指導主事学校訪問希望調査票」（様式3・地教委用）により教育事務所に要請する。その際、「5 市町村教育委員会内で希望できる学校園数」に基づき、調整の上、要請すること。
- (2) 訪問期日の決定
教育事務所は、市町村教育委員会から提出された様式3に基づき、訪問期日の調整等を行い、各市町村教育委員会に通知する。
- (3) 事前の打合せ（電話）
- ① 学校園は「指導主事学校訪問打合せ票」を作成する（様式は仙台教育事務所ウェブサイトからダウンロードする）。
 - ② 学校園は教育事務所に学校訪問打合せ票をメール送信する。期限は下表の打合せ票提出日の午前中とする。
 - ③ 教育事務所は、担当指導主事、分科会・全体会の持ち方、指導案提出日等について、学校園と打合せを行う（電話）。期日は右表の打合せ日とする。
打合せは、打合せ日に事務所から各学校へメール送信する打合せ票（担当指導主事名等が記載されたもの）と管内生涯計画を基に確認しながら行う。
 - ④ 学校園は、訪問期日の1週間前までに教育事務所及び該当する学力向上指導員所属校に指導案を持参又はメール、郵送で届ける。ただし、B訪問の学校はできるだけ持参すること（授業数が多く、日程や内容等に関する詳細確認が必要なため）。
- (4) 事前打合せ内容と学習指導案等の提出
以下の「V-2 事前打合せ事項（電話）」の通り。
- (5) 複数訪問となるCDEの訪問日等について
複数訪問となるCDEの主たる訪問日以外は、担当指導主事と相談して決定する。

訪問月	打合せ票提出締切り日	打合せ日（電話）
5月	4月18日（金）	4月25日（金）
6月	4月30日（水）	5月14日（水）
7月	5月23日（金）	6月5日（木）
8・9月	7月4日（金）	7月22日（火）
10月	8月22日（金）	9月19日（金）
11月	9月25日（木）	10月14日（火）
12月	10月23日（木）	11月7日（金）

8 諸表簿への指導助言について（A B C Dで実施可能）

- (1) 要請のあった市町村教育委員会の小・中・義務教育学校において、指導主事学校訪問時に行う。
指導主事が学校に到着後の20～30分間程度を充てる。学校の対応人数等については、各学校の判断とする。市町村教育委員会の指導主事にも対応を依頼する。

- (2) 対象表簿は、指導要録、出席簿、健康診断票のうち、市町村教育委員会が指導を要請する表簿とする。各学校において、令和7年度管内生涯学習計画に掲載の「諸表簿点検票」により自己点検を行う。対象表簿と学年（特別支援学級含む）は抽出とし、市町村教育委員会の指示によるものとする。

V-2 事前打合せ事項（電話）

【事前打合せ準備物】 ☐ 事務所から各学校へメールで返信した打合せ票
（担当指導主事名等が記載されたもの）
☐ 管内生涯計画

1 学習指導案等の提出

- (1) 学校園は、訪問期日の1週間前までに教育事務所及び該当する学力向上指導員所属校に指導案を持参又はメール、郵送で届ける。ただし、B訪問の学校はできるだけ持参すること（授業数が多く、日程や内容等に関する詳細確認が必要なため）。
- (2) 提出資料 ※（ ）内は訪問形態

所 長 宛	☐ 学習指導案（A B C D E） ☐ 協働による授業づくりの計画や経過が分かる資料（A C D） ☐ 指定校の取組が分かる資料（E） ☐ 校内研究資料（A B C D E）	各 1 部
指導主事 宛	☐ 学習指導案（A B C D E） ☐ 協働による授業づくりの計画や経過が分かる資料（A C D） ☐ 指定校の取組が分かる資料（E） ☐ 校内研究資料（A B C D E） ☐ 学校要覧（A B C D E）	訪 問 す る 指 導 主 事 の 数 を 各 1 部

※ 学習指導案、協働による授業づくりの計画や経過が分かる資料、指定校の取組が分かる資料、校内研究資料等は合わせて製本してもよい。

※ 複数回訪問する学校については、学校要覧は初回のみとする。

2 学習指導案集には、次の内容を掲載する。

- ☐ 訪問期日と学校名 ☐ 時程 ☐ 校舎教室配置図
☐ 教科書以外の教材（使用する場合） ☐ ワークシートや副読本等の資料

3 協働による授業づくりの計画や経過が分かる資料、指定校の取組が分かる資料については、実施した日時のみの記述ではなく、当日の授業に向けた話合いの内容や改善点等、協働による授業づくりの様子が分かる内容とする（A 4・1枚程度で構わない）。

4 座席表、特別支援学級の実態等、個人情報に関する資料を当日配付する際は、手渡し等の配慮を含め他校の参観者への配付の仕方についても十分留意する。

5 諸表簿点検がある場合は「令和7年度 指導主事学校訪問に関する基本方針と内容」の「8 諸表簿への指導助言について（A B C Dで実施可能）の通り、抽出して設定時間内において点検と助言を行う。

6 「校内・園内研究の個別相談」（全体会で「校内・園内研究概要の説明」を実施する学校園のみ希望可）は次の時間帯で実施する。

① 学校： 通覧授業参観がある学校は通覧授業参観時間帯の後半に20分程度、通覧授業参観がない学校は諸表簿点検の時間内に20分程度行う。

② 園： 電話での打合せの際に、相談の上、時間設定を行う。

7 学校課題に関する話合い（Aのみ実施可）がある場合は、取り上げる内容を打合せ票に簡潔に記載する。具体的な進め方等は、指導案提出日に（対面か電話で）確認する。

8 お願い

- (1) 指導主事及び学力向上指導員の駐車場所の確保をお願いします。
- (2) 指導主事及び学力向上指導員の打合せ場所として他の方の出入りが無い1室を準備願います。
- (3) 通覧授業参観の時間割等については、3日前までメールで報告願います。次の内容はもれなく記載をお願いします。
☐ 学年学級名 ☐ 授業者名 ☐ 授業単元名 ☐ 授業場所
- (4) 学校訪問アンケート（訪問後）に協力願います。アンケート用紙は仙台教育事務所ウェブサイトからダウンロードできます。訪問後2週間以内にメールで提出願います。
- (5) 上靴、昼食、飲み物は持参するので準備等は不要です。

令和 7 年 1 月 1 0 日
宮城県教育庁義務教育課

令和 7 年度における指導主事学校訪問について

1 基本方針

指導主事学校訪問は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 48 条の規定に基づき、市町村教育委員会の要請を受けて、教育課程、学習・保育指導、生徒指導、その他学校園教育に関する専門的事項について指導助言を行い、市町村教育委員会と当該学校園の主体性と創意ある運営の充実に資する。

2 実施方法

県教育委員会は、学力向上、体力向上及びいじめ対策・学校に登校していない児童生徒の支援等についての取組の充実が図られるよう「魅力ある・行きたくなる学校」づくりを推進する。

指導主事学校訪問においては、市町村教育委員会の要請を踏まえ、各学校園において幼児及び児童生徒一人一人の自己肯定感や自己有用感を育むことができるよう、協働による授業づくりを通じ、教員の授業力向上や校内研究の充実等を図る。

(1) 訪問の形態

これまでの指導主事学校訪問の成果と課題を踏まえ、各市町村教育委員会や各学校園の要請に応えるとともに、教員個々の授業研究の機会を確保し、継続性のある支援をすること等、地域の実態や学校課題に応じた訪問ができるよう、以下の形態を基本とする。

① 一般訪問

- A 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問
- B 学校園で希望する授業数での訪問

② 伴走支援型訪問

- C 単元構想支援…「事前」「本時」「事後」等、期間内で複数回の訪問
- D 年間継続支援…重点教科や対象学年等に応じた年間複数回の訪問

③ 指定校訪問

- E 県教育委員会指定事業等の充実を図る訪問

訪問にあたっては、市町村教育委員会の要請に対し、各教育事務所の実施方針及び実態に応じて弾力的に実施する。

(2) 協働による授業づくりの充実

授業づくりでは、担当する学年が異なる立場や指導する教科が異なる立場から意見を出し合い、多様な幼児及び児童生徒の考え方や反応等を予想しながら共に授業を構想し指導案を作成する。さらに、研究授業では、役割分担による幼児及び児童生徒の学びについての見取りを基に検討を行い、教員の指導力向上につなげるようにする。

(3) 特別支援教育の充実

授業づくり・学級づくりにおいては、特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童生徒がいることを前提にコーディネーターとして学びを創っていく力量の向上が教員に求められている。

このことを踏まえ、幼児及び児童生徒の実態を捉えて、どのように一人一人のよさを生かしながら集団としての学びの質を高めているかなどの観点から参観し、授業や校内研究等に関する指導助言を行う。

(4) その他

全体会の内容等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。

【別紙 1】 令和 7 年度 学校訪問指導の形態

① 一般訪問

形 態	A 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問	B 学校園が希望する授業数での訪問
ねらい	○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。	○ 個々の教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 校内研究の複数年次最終年度等、協働による授業づくりの実践の充実を図る。
内 容	○ 授業実践に係る指導助言 ○ 全体会等 (学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受けて決定) ○ 諸表簿の整備、管理等への指導助言 (市町村教育委員会の要請によって実施)	
回数等	1 回／年 (半日程度の訪問)	1 回／3 年程度 (半日から 1 日程度の訪問)
教科等	全教科等 (特別支援学級における自立活動等を含む)	
授業数	○ 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる数 ※ 特別支援学級の授業づくりグループに通常の学級担任を含めることも可とする。	○ 学校園が希望する授業数での訪問
(例)	・ 上学年、下学年、特支のグループを編成し、それぞれ 1 コマずつ実施 ・ 4 つのグループを編成し、4 コマの授業を実施	・ 研究最終年次に、研究教科の理論を全教科に展開して実施 ・ 研究最終年次に、全学級で授業を実施
指導主事等	○ 教育事務所 (指導主事、学力向上指導員) ○ 市町村教育委員会 教科数、授業数に応じた人数	
流れ (例)	学校経営概要説明 授業参観 授業検討会 授業についての指導助言 諸表簿への指導助言 (市町村教委の要請による) 全体会 内容等については、学校の実態等を踏まえ決定する。 ※ 上記の流れは例。授業検討会と全体会を併せて行うこと等も考えられる。	学校経営概要説明 授業参観 授業検討会 授業についての指導助言 諸表簿への指導助言 (市町村教委の要請による) 全体会 内容等については、学校の実態等を踏まえ決定する。 ※ 上記の流れは例。授業検討会と全体会を併せて行うこと等も考えられる。 ※ 授業数により、複数日に分けて実施することも考えられる。
留意点	○ 内容等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。	

- ② 伴走支援型訪問
③ 指定校訪問

形 態	C 単元構想支援	D 年間継続支援	E 指定校訪問
ねらい	○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 目指す子供像を踏まえた、単元指導計画の作成、授業づくりを支援する。	○ 協働による授業づくりを通じた教員の授業力の向上を図る。 ○ 児童生徒一人一人の実態を踏まえた、計画的、組織的な特別支援教育の充実を図る。 ○ 重点教科や対象学年等の年間を通じた指導の充実について支援する。	○ 県教育委員会（義務教育課）等の指定校等の事業の充実を図る。
内 容	○ 単元構想や授業実践に係る指導助言（学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受けて決定） ○ 全体会等（学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受けて決定） ○ 諸表簿の整備、管理等への指導助言（市町村教育委員会の要請によって実施）		○ 県事業の推進に係る情報交換 ・ 算数教育改善プラン指定校 ・ 豊かな心を育む研究指定校等 ※ 国指定事業や、各学校・園が主体となつて行う自主公開等も要請に応じて対象とする。
回数等	3 回程度／年 （内容に応じた時間の訪問）		数回／年（半日程度の訪問）
教科等	全教科等（特別支援学級における自立活動等を含む）		事業の内容に応じた教科
授業数	○ 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる数		事業の内容に応じた数
（例）	・ 事前訪問を 2 回実施の例 5 月…単元構想等検討 8 月…指導案検討、模擬授業 9 月…授業参観、授業検討会	・ 同一教科での研究推進支援の例 5 月…事前打合せ 7 月…下学年実践、授業検討会 10 月…上学年実践、授業検討会	事業の内容に応じて調整
指導主事等	○ 教育事務所（指導主事、学力向上指導員） ○ 市町村教育委員会 教科数、授業数等に応じた人数		○ 義務教育課 ○ 教育事務所 ○ 市町村教育委員会
流れ（例）	< 1 回目 > 事前 単元構想、授業内容の検討 < 2 回目 > 本時 授業参観 授業検討会 授業についての指導助言 < 3 回目 > 事後 全体会 諸表簿への指導助言 (市町村教委員会の要請による) ※ 上記の流れは例。授業検討会や全体会、諸表簿への指導助言については持ち方を変更して行うことも考えられる。	< 1 回目 > 年度初め 重点教科や対象学年等に関する打合せ < 2、3 回目 > 授業参観 授業参観 授業検討会 授業についての指導助言 諸表簿への指導助言 (市町村教委員会の要請による) 全体会 ※ 上記の流れは例。授業検討会や全体会、諸表簿への指導助言については持ち方を変更して行うことも考えられる。	授業参観 事業実施に係る話し合い 事業推進に係る情報交換
留意点	○ 内容等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。		

【別紙２】 授業づくりの主な流れ（①一般訪問、②伴走支援型訪問）

形 態	① 一般訪問		② 伴走支援型訪問	
	A 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問	B 学校園で希望する授業数での訪問	C 単元構想支援	D 年間継続支援
前年度 訪問要請	学校の実態を踏まえた市町村教育委員会の要請 (１月頃：各学校→市町村教育委員会→教育事務所)			
	授業数、訪問日等		授業教科、対象学年、 訪問日等	重点教科、対象学年、 訪問日等
日程調整	事務所内での調整			
決 定	訪問形態・訪問日決定（２月頃：教育事務所→市町村教育委員会→各学校）			
実施年度 訪問形態等 決定後	訪問内容等の検討（各学校）		<訪問１> (授業日の１～２か月前) ・事前打合せ ・単元の決定 等	<訪問１> (授業日の１～２か月前) ・事前打合せ ・単元や年間訪問計画 等の決定 等
授業の構想 立案	指導単元の教材研究 児童生徒の実態把握 指導構想の立案 指導案検討 模擬授業・事前授業 指導構想改善		<訪問２> (授業日の２～３週間前) ・教材研究 ・指導案検討、 ・模擬授業 等	<訪問２、３> 校内研究推進計画に よる訪問 ・指導案検討 ・模擬授業 ・研究授業参観 ・事後検討会 ・全体会 等
授業当日	<訪問> 学校経営概要説明 授業参観 授業検討会 諸表簿に係る指導助言 全体会 等		<訪問３> ・授業参観 ・授業検討会 ・全体会 等	
留意点	内容等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。			

※１ 伴走支援型訪問の各訪問は、オンライン等での打合せに代えることもできる。

※２ 諸表簿に係る指導助言は、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け、個別に決定する。

※３ 指定校訪問の内容については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け個別に決定する。

【別紙 3】 訪問当日の日程のめやす

- ① 一般訪問 **A** 協働による授業づくりのグループが適正規模で編成できる授業数での訪問

当日の時程(例)		日 程	
小学校	中学校		
4校時授業開始 約20分前		指導主事訪問校到着 ・訪問指導主事…教科数、授業数に応じた人数 ○市町村教育委員会教育長挨拶等は「学校経営概要の説明」の前に行う。	
45分	50分	授業参観（4校時） ・指導主事による通常授業の参観（全学級指導案等なし）	
～13:05		昼食・休憩	
13:00～13:05 5分		指導主事訪問校到着 ・訪問指導主事…教科数、授業数に応じた人数 ・市町村教育委員会教育長挨拶 等	
13:05～13:20 15分		学校経営概要の説明 ・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・生徒指導の取組について 等 ○校長が、各々の取組について指導主事へ説明する。	
10分		準備・移動	
13:30 ～14:15 45分	13:30 ～14:20 50分	授業参観（5校時） ○協働で授業づくりに取り組んできた教員が、当該授業を参観する。	
15分		児童生徒 放課（5校時限）／指導主事打合せ	
14:30 ～15:20 50分	14:35 ～15:25 50分	授業検討会（分科会） ・協働による授業づくりの経過や取組等に係る概要説明 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言 等 ○授業者及び当該授業の構想・実践等に関わった教員、校内で指定された教員により編成する。 ○授業づくりの経過等は、代表者（学年主任、教科主任等）が説明する。	
10分		準備・移動	
15:30 ～16:20 50分	15:35 ～16:25 50分	全体会 ○内容等については、学校の実態等を踏まえ市町村教育委員会の要請を受け決定する。	
16:25	16:30	指導主事退校	

4校時の
授業参観を
行う場合

諸表簿に係る指導助言
○学校教育法施行規則第 28
条に規定されている表簿
（指導要録、出席簿、健康
診断に関する表簿 等）の
整備や管理上の課題等に
対する指導助言を行う。
○運営等については、教育事
務所と市町村教育委員会・
学校が事前に協議し決定
する。

※ 訪問当日の運営・時程等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。

① 一般訪問 **B** 学校・園が希望する授業数での訪問（授業数 1 4 コマの例）

当日の時程(例)		日 程	
小学校	中学校		
3校時授業開始 約30分前		指導主事訪問校到着 ・訪問指導主事…教科数、授業数に応じた人数 ○市町村教育委員会教育長挨拶等は「学校経営概要の説明」の前に行う。	
10:20～10:35 15分		学校経営概要の説明 ・経営方針とその取組について ・協働による授業づくりの取組について ・生徒指導の取組について 等 ○校長が、各々の取組について指導主事へ説明する。	
10分		準備・移動	
10:45 ～11:30 45分	10:45 ～11:35 50分	授業参観Ⅰ（3校時）4コマ ・指導主事による参観	諸表簿に係る指導助言 ○学校教育法施行規則第 28 条に規定されている表簿（指導要録、出席簿、健康診断に関する表簿等）の整備や管理上の課題等に対する指導助言を行う。 ○運営等については、教育事務所と市町村教育委員会・学校が事前に協議し決定する。
11:40 ～12:25 45分	11:45 ～12:35 50分	授業参観Ⅱ（4校時）5コマ ・指導主事による参観	
		昼食・休憩	
13:30 ～14:15 45分	13:30 ～14:20 50分	授業参観Ⅲ（5校時）5コマ ・指導主事による参観	
15分		児童生徒 放課（5校時限）／指導主事打合せ	
14:30 ～15:20 50分	14:35 ～15:25 50分	授業検討会（分科会）5分科会 ・授業者の自評 ・参加者による協議 ・授業及び協働での授業づくりに対する指導助言 等 ○分科会の構成は、教育事務所と市町村教育委員会・学校が事前に協議し決定する。	
10分		昼食・休憩	
15:30 ～16:20 50分	15:35 ～16:25 50分	全体会 ○内容等については、学校の実態等を踏まえ市町村教育委員会の要請を受け決定する。	
16:25	16:30	指導主事退校	

※ 訪問当日の運営・時程等については、学校の実態等を踏まえ、市町村教育委員会の要請を受け決定する。

令和7年度 指導主事学校訪問 打合せ票 <幼稚園>

宮城県仙台教育事務所 TEL 022-275-9256 メールアドレス sdkyozsd@pref.miyagi.lg.jp

幼稚園名			担当者氏名			電話番号		
訪問日	月 日 ()		指導案等提出日時	月 日 () :				
訪問形態			提出場所・提出方法					

訪問形態をプルダウンリストから選んでください。

提出日時と場所・提出方法は相談の上決定します。プルダウンリストから希望を選んでください。

1 保育計画 協働による保育・クラス単独保育・異年齢保育・合同保育

年齢	クラス名	指導者	内 容
4歳児 クラス単独 保育の例	きりん組	△△ △△	いずれかを○で囲んでください。
4歳児 5歳児 異年齢 保育の例	きりん組 さくら組	△△ △△ ○○ ○○	別教室での少人数指導は別々に記入してください。TTの場合は、授業者を上下に併記してください(T1の授業者を上)。
5歳児 合同保育 の例	さくら組 ばら組	○○ ○○ □□ □□	

2 日程

9:00 園到着
園経営説明(15分)
保育参観(70分)

10:30 指導主事打合せ

11:00 分科会

11:30 全体
・全体講評(10分)

12:00 終了

全体会を設定する場合は、内容について「園内研究の概要説明(5分)」、「全体講評(10分)」等、各園の時刻に基づいて記載ください。

3 園内研究

研究主題			
教科等	年次	年次／	年計画

4 全体会

(有無のどちらかを○で囲んでください。「有」の場合は「2 日程」に主な内容を記入してください。)

(1)全体会	有	無
(2)園課題に係る話し合い	有	無
☞「有」に○をつけた場合は、以下を記入してください。		
テーマ		
ねらい		
(3)園内研究	①分科会の話し合いの報告	有 無
	②園内研究概要の説明	有 無
	③園内研究の個別相談	有 無
(4)全体講評	有	無

5 担当指導主事等 ※事務所記入欄

仙台教育事務所

市町村教育委員会指導主事

指導主事名	参観学級等	指導主事名	参観学級

担当指導主事及び教科等の欄は、教育事務所で担当を割り当て、打合せの際にメール送信します。

令和7年度 指導主事学校訪問 打合せ票 (一般訪問A) <小・中学校>

宮城県仙台教育事務所 TEL 022-275-9256 メールアドレス sdkyozsd@pref.miyagi.lg.jp

学 校 名			担当教頭氏名			電話番号		
訪 問 日	月 日 ()		指導案等提出日時	月 日 () :				
訪問形態	一般訪問 A		提出場所・提出方法					

提出日時と場所・提出方法は相談の上決定します。プルダウンリストから希望を選んでください。

1 授業計画 協働による授業

教科等	学年	授業者	備考	単元(小単元)名

別教室での少人数指導は別々に記入してください。TTの場合は、授業者を上下に併記してください(T1の授業者を上)。

少人数指導の場合は「少」、TT指導の場合は「TT」と記入してください。

初任研、5年研、中堅研の授業とは兼ねることができないので留意してください。

教育委員会からの要請により、諸表簿点検や4校時授業参観がある場合は、開始・終了時刻も記載してください。併せて、校内研究の個別相談がある場合も、開始時刻を記載してください。なお、到着時刻は開始時刻の10分前とさせていただきます。

2 日程 (記入例)

10:00
10:40 学校到着
10:50 諸表簿点検 (25分)
11:15
11:25 校時授業参観 (45分)
11:50 研究主任等への指導助言 (20分)
12:10
12:15 昼食
13:00 学校経営説明 (15分)
13:15
13:25 5校時授業 (45分)
14:10 指導主事打合せ (20分)
14:15
14:35
14:40 授業検討会 (分科会) (60分)
15:40
15:50 全体会
・校内研究説明 (5分)
・全体講評 (10分)
16:20 終了

3 校内研究

研究主題			
教科等		年次	年次 / 年計画

4 全体会 (有無のどちらかを○で囲んでください。「有」の場合は「2 日程」に主な内容を記入してください。)

(1) 全体会	有	無
(2) 学校課題に係る話し合い	有	無
☞「有」に○をつけた場合は、以下を記入してください。		
テーマ		
ねらい		
(3) 校内研究	①分科会の話し合いの報告	有 無
	②校内研究概要の説明	有 無
	③校内研究の個別相談	有 無
(4) 全体講評	有	無

5 諸表簿点検 (有無のどちらかを○で囲んでください。)

有 無

全体会を設定する場合は、「分科会の話し合いの報告」、「校内研究概要の説明」、「全体講評」といった内容について、時程に基づいて記載ください。

6 担当指導主事等 ※事務所記入欄

仙台教育事務所

指導主事名	教科等

担当指導主事及び教科等の欄は、教育事務所で担当を割り当て、打合せの際にメール送信します。

学力向上指導員

所属校	氏名	教科等

市町村教育委員会指導主事

指導主事名	教科等

令和7年度 指導主事学校訪問 打合せ票（伴走型支援訪問C・D）＜小・中学校＞

学 校 名			担当教頭氏名			電話番号		
訪 問 日	月 日 ()		指導案等提出日時	月 日 ()		:		
訪問形態・訪問回	上段: 伴走型支援訪問の形態 下段: 訪問回 それぞれプルダウンリストから選択してください。		提出場所・提出方 法	提出日時と場所・提出方法は相談の上決定します。プルダウンリストから希望を選んでください。				

1 授業計画

協働による授業

教科等	学年	授業者	備考	単元(小単元)名
別教室での少人数指導は別々に記入してください。TTの場合は、授業者を上下に併記してください(T1の授業者を上)。			少人数指導の場合は「少」、TT指導の場合は「TT」と記入してください。	
初任研、5年研、中堅研の授業とは兼ねることができないので留意してください。			教育委員会からの要請により、諸表簿点検がある場合は、開始・終了時刻も記載してください。併せて、校内研究の個別相談がある場合も、開始時刻を記載してください。なお、到着時刻は開始時刻の10分前とさせていただきます。	

2 日程 (記入例)

12:10	学校到着
12:20	研究主任等への指導助言(20分)
12:40	諸表簿点検(25分)
13:05	学校経営説明(15分)
13:25	5校時授業(45分)
14:15	指導主事打合せ(20分)
14:40	授業検討会(60分)
15:45	全体会 分科会の話合いの報告(10分) 校内研究概要説明(5分)
16:05	終了

3 校

研究主題	
教科等	年次 年次／ 年計画

4 全体会

(1)全体会	有	無
(2)校内研究 ①校内研究概要の説明	有	無
②校内研究の個別相談	有	無 ①で「有」にした場合のみ回答

5 諸表簿点検

(有無のどちらかを○で囲んでください。)

有 無

全体会を設定する場合は、「分科会の話合いの報告」、「校内研究概要の説明」といった内容について、時程に基づいて記載ください。

6 1回目打合せ時の内容(単元(C・D)、年間訪問計画(D)等)

--

7 担当指導主事等

※事務所記入欄

仙台教育事務所

指導主事名	教科等
担当指導主事及び教科等の欄は、教育事務所で担当を割り当て、打合せの際にメール送信します。	

学力向上指導員

所属校	氏名	教科等

市町村教育委員会指導主事

指導主事名	教科等

令和7年度 指導主事学校訪問 打合せ票（指定校訪問E）＜小・中学校＞

宮城県仙台教育事務所 TEL 022-275-9256 メールアドレス sdkyozsd@pref.miyagi.lg.jp

学 校 名			担当教頭氏名			電話番号		
訪 問 日	月 日 ()		指導案等提出日時	月 日 () :				
訪問形態・訪問回			提出場所・提出方法	提出日時と場所・提出方法は相談の上決定します。プルダウンリストから希望を選んでください。				

訪問形態・訪問回をプルダウンリストから選んでください。

1 授業計画

協働による授業

教科等	学年	授業者	備考	単元(小単元)名
			別教室での少人数指導は別々に記入してください。TTの場合は、授業者を上下に併記してください(T1の授業者を上)。	少人数指導の場合は「少」、TT指導の場合は「TT」と記入してください。
			教育委員会からの要請により、諸表簿点検がある場合は、開始・終了時刻も記載してください。到着時刻は開始時刻の10分前とさせていただきます。	

2 日程 (記入例)

13:00
13:20 学校到着
13:30 5校時授業(45分)
14:15
14:20 指導主事打合せ(20分)
14:40
14:45 授業検討会(70分)
15:55 終了

3 校内研究

研究主題			
教科等	年次	年次／	年計画

4 指定校について

(1) 指定事業等の名称

(2) 指定校の取組(簡潔にこれまでの取組等について記述してください。)

5 担当指導主事等

※事務所記入欄

仙台教育事務所

指導主事名	教科等

学力向上指導員

所属校	氏名	教科等

市町村教育委員会指導主事

指導主事名	教科等

V-4 学校訪問予定一覧（市町村別）

市町村	学 校 名	学校訪問日	曜	訪問形態	備 考
塩竈市	第一小学校			指定校訪問	
	第二小学校			指定校訪問	
	第三小学校			指定校訪問	
	月見ヶ丘小学校			指定校訪問	
	浦戸小学校・中学校	6月6日	金	一般A	
	杉の入小学校			指定校訪問	
	玉川小学校			指定校訪問	
	第一中学校	9月2日	火	一般A	
	第二中学校	9月18日	木	一般A	
	第三中学校	6月20日	金	一般A	
	玉川中学校	11月18日	火	一般A	
名取市	増田小学校	10月21日	火	一般A	
	高館小学校	9月10日	水	一般A	
	愛島小学校	12月1日	月	一般A	
	館腰小学校	11月18日	火	一般A	
	下増田小学校	12月8日	月	一般A	
	不二が丘小学校	7月16日	水	一般A	
	増田西小学校	10月31日	金	一般B	
	ゆりが丘小学校	7月4日	金	伴走C	
	相互台小学校	6月4日	水	一般A	
	那智が丘小学校	6月20日	金	一般A	
	増田中学校	11月5日	水	一般A	
	第一中学校	6月23日	月	一般A	
	第二中学校	11月27日	木	一般B	
	みどり台中学校	5月20日	火	一般A	
	閑上小中学校	7月11日	金	一般A	
亘理町	亘理小学校	7月10日	木	一般A	
	荒浜小学校	10月27日	月	一般A	
	吉田小学校	11月20日	木	一般A	
	長瀬小学校	6月18日	水	一般A	
	逢隈小学校	6月24日	火	一般A	
	高屋小学校	12月8日	月	一般A	
	亘理中学校	10月1日	水	一般A	
	荒浜中学校	6月13日	金	一般A	
	吉田中学校	9月11日	木	一般A	
	逢隈中学校	9月5日	金	一般A	
山元町	坂元小学校	7月7日	月	一般A	
	山下小学校	6月3日	火	一般A	
	山下第一小学校	9月8日	月	一般A	
	山下第二小学校	6月11日	水	一般A	
	山元中学校	8月28日	木	一般A	
岩沼市	岩沼小学校	12月18日	木	一般B	
	玉浦小学校	10月3日	金	一般A	
	岩沼西小学校	9月24日	水	一般A	
	岩沼南小学校	7月2日	水	一般A	
	岩沼中学校	11月19日	水	一般A	
	玉浦中学校	11月12日	水	一般B	
	岩沼北中学校	12月5日	金	一般A	
	岩沼西中学校	10月6日	月	一般A	
松島町	松島第一幼稚園	9月30日	火	一般A	
	松島第五幼稚園	9月12日	金	一般A	
	松島第一小学校	9月26日	金	一般A	
	松島第二小学校	7月2日	水	一般A	
	松島第五小学校	6月26日	木	一般A	
	松島中学校	10月23日	木	一般A	

市町村	学 校 名	学校訪問日	曜	訪問形態	備 考
多賀城市	多賀城小学校	9月17日	水	一般A	
	多賀城東小学校	11月11日	火	一般A	
	山王小学校	9月8日	月	一般A	
	天真小学校	5月27日	火	一般A	
	城南小学校	11月21日	金	一般A	
	多賀城八幡小学校	8月29日	金	一般A	
	多賀城中学校	7月15日	火	一般A	
	第二中学校	11月25日	火	一般A	
	東豊中学校	6月6日	金	一般A	
	高崎中学校	9月1日	月	一般A	
七ヶ浜町	亦楽小学校	6月26日	木	一般A	
	松ヶ浜小学校	9月11日	木	一般A	
	汐見小学校	12月15日	月	一般B	
		12月16日	火		
	七ヶ浜中学校	6月16日	月	一般A	
	向洋中学校	8月29日	金	一般A	
利府町	利府小学校	10月22日	水	一般A	
	利府第二小学校	12月4日	木	一般B	
	利府第三小学校	9月24日	水	一般A	
	しらかし台小学校	11月25日	火	一般A	
	青山小学校	9月18日	木	一般A	
	菅谷台小学校	11月6日	木	一般A	
	利府中学校	5月22日	木	一般B	
		5月23日	金		
	しらかし台中学校	6月13日	金	一般A	
大和町	利府西中学校	7月1日	火	一般A	
	吉岡小学校	7月14日	月	一般A	
	宮床小学校	9月1日	月	一般A	
	吉田小学校	9月17日	水	一般A	
	鶴巣小学校	11月11日	火	一般A	
	落合小学校	7月10日	木	一般A	
	小野小学校	11月20日	木	一般A	
	大和中学校	9月12日	金	一般A	
	宮床中学校	6月18日	水	一般A	
大郷町	大郷小学校	6月12日	木	一般A	
	大郷中学校	12月2日	火	一般B	
富谷市	富谷幼稚園	7月1日	火	一般A	
	富谷小学校	9月5日	金	一般A	
	富ヶ丘小学校	6月25日	水	一般A	
	東向陽台小学校	9月29日	月	一般A	
	あけの平小学校	6月11日	水	一般A	
	日吉台小学校	7月7日	月	一般A	
	成田東小学校	6月16日	月	一般A	
	成田小学校	6月3日	火	一般A	
	明石台小学校	12月2日	火	一般A	
	富谷中学校	11月10日	月	一般A	
	富谷第二中学校	7月16日	水	一般A	
	東向陽台中学校	5月16日	金	一般A	
	日吉台中学校	8月28日	木	一般A	
	成田中学校	9月10日	水	一般A	
大衡村	大衡小学校	11月4日	火	一般A	
	大衡中学校	7月15日	火	一般A	

V-5 学校訪問予定一覧(月別)

月	学 校 名	学校訪問日	曜	訪問形態
5月	富谷市立東向陽台中学校	5月16日	金	一般A
	名取市立みどり台中学校	5月20日	火	一般A
	利府町立利府中学校	5月22日	木	一般B
		5月23日	金	
	多賀城市立天真小学校	5月27日	火	一般A
6月	山元町立山下小学校	6月3日	火	一般A
	富谷市立成田小学校	6月3日	火	一般A
	名取市立相互台小学校	6月4日	水	一般A
	塩竈市立浦戸小学校・中学校	6月6日	金	一般A
	多賀城市立東豊中学校	6月6日	金	一般A
	山元町立山下第二小学校	6月11日	水	一般A
	富谷市立あけの平小学校	6月11日	水	一般A
	大郷町立大郷小学校	6月12日	木	一般A
	亘理町立荒浜中学校	6月13日	金	一般A
	利府町立しらかし台中学校	6月13日	金	一般A
	富谷市立成田東小学校	6月16日	月	一般A
	七ヶ浜町立七ヶ浜中学校	6月16日	月	一般A
	亘理町立長瀬小学校	6月18日	水	一般A
	大和町立宮床中学校	6月18日	水	一般A
	名取市立那智が丘小学校	6月20日	金	一般A
	塩竈市立第三中学校	6月20日	金	一般A
	名取市立第一中学校	6月23日	月	一般A
	亘理町立逢隈小学校	6月24日	火	一般A
	富谷市立富ヶ丘小学校	6月25日	水	一般A
	松島町立松島第五小学校	6月26日	木	一般A
	七ヶ浜町立亦楽小学校	6月26日	木	一般A
7月	富谷市立富谷幼稚園	7月1日	火	一般A
	利府町立利府西中学校	7月1日	火	一般A
	岩沼市立岩沼南小学校	7月2日	水	一般A
	松島町立松島第二小学校	7月2日	水	一般A
	名取市立ゆりが丘小学校	7月4日	金	伴走C
	山元町立坂元小学校	7月7日	月	一般A
	富谷市立日吉台小学校	7月7日	月	一般A
	亘理町立亘理小学校	7月10日	木	一般A
	大和町立落合小学校	7月10日	木	一般A
	名取市立関上小中学校	7月11日	金	一般A
	大和町立吉岡小学校	7月14日	月	一般A
	多賀城市立多賀城中学校	7月15日	火	一般A
	大衡村立大衡中学校	7月15日	火	一般A
	名取市立不二が丘小学校	7月16日	水	一般A
	富谷市立富谷第二中学校	7月16日	水	一般A
8月	山元町立山元中学校	8月28日	木	一般A
	富谷市立日吉台中学校	8月28日	木	一般A
	多賀城市立多賀城八幡小学校	8月29日	金	一般A
	七ヶ浜町立向洋中学校	8月29日	金	一般A
9月	大和町立宮床小学校	9月1日	月	一般A
	多賀城市立高崎中学校	9月1日	月	一般A
	塩竈市立第一中学校	9月2日	火	一般A
	富谷市立富谷小学校	9月5日	金	一般A
	亘理町立逢隈中学校	9月5日	金	一般A
	山元町立山下第一小学校	9月8日	月	一般A
	多賀城市立山王小学校	9月8日	月	一般A
	名取市立高館小学校	9月10日	水	一般A
	富谷市立成田中学校	9月10日	水	一般A
	七ヶ浜町立松ヶ浜小学校	9月11日	木	一般A
	亘理町立吉田中学校	9月11日	木	一般A
	松島町立松島第五幼稚園	9月12日	金	一般A
	大和町立大和中学校	9月12日	金	一般A

月	学 校 名	学校訪問日	曜	訪問形態
9月	多賀城市立多賀城小学校	9月17日	水	一般A
	大和町立吉田小学校	9月17日	水	一般A
	利府町立青山小学校	9月18日	木	一般A
	塩竈市立第二中学校	9月18日	木	一般A
	岩沼市立岩沼西小学校	9月24日	水	一般A
	利府町立利府第三小学校	9月24日	水	一般A
	松島町立松島第一小学校	9月26日	金	一般A
	富谷市立東向陽台小学校	9月29日	月	一般A
	松島町立松島第一幼稚園	9月30日	火	一般A
10月	亘理町立亘理中学校	10月1日	水	一般A
	岩沼市立玉浦小学校	10月3日	金	一般A
	岩沼市立岩沼西中学校	10月6日	月	一般A
	名取市立増田小学校	10月21日	火	一般A
	利府町立利府小学校	10月22日	水	一般A
	松島町立松島中学校	10月23日	木	一般A
	亘理町立荒浜小学校	10月27日	月	一般A
11月	名取市立増田西小学校	10月31日	金	一般B
	大衡村立大衡小学校	11月4日	火	一般A
	名取市立増田中学校	11月5日	水	一般A
	利府町立菅谷台小学校	11月6日	木	一般A
	富谷市立富谷中学校	11月10日	月	一般A
	多賀城市立多賀城東小学校	11月11日	火	一般A
	大和町立鶴巣小学校	11月11日	火	一般A
	岩沼市立玉浦中学校	11月12日	水	一般B
	名取市立館腰小学校	11月18日	火	一般A
	塩竈市立玉川中学校	11月18日	火	一般A
	岩沼市立岩沼中学校	11月19日	水	一般A
	亘理町立吉田小学校	11月20日	木	一般A
	大和町立小野小学校	11月20日	木	一般A
	多賀城市立城南小学校	11月21日	金	一般A
12月	利府町立しらかし台小学校	11月25日	火	一般A
	多賀城市立第二中学校	11月25日	火	一般A
	名取市立第二中学校	11月27日	木	一般B
	名取市立愛島小学校	12月1日	月	一般A
	富谷市立明石台小学校	12月2日	火	一般A
	大郷町立大郷中学校	12月2日	火	一般B
	利府町立利府第二小学校	12月4日	木	一般B
	岩沼市立岩沼北中学校	12月5日	金	一般A
	名取市立下増田小学校	12月8日	月	一般A
	亘理町立高屋小学校	12月8日	月	一般A
	七ヶ浜町立汐見小学校	12月15日	月	一般B
		12月16日	火	
	岩沼市立岩沼小学校	12月18日	木	一般B

【指定校訪問】

学 校 名	事業名
塩竈市立第一小学校	算数教育改善プラン事業
塩竈市立第二小学校	〃
塩竈市立第三小学校	〃
塩竈市立月見ヶ丘小学校	〃
塩竈市立杉の入小学校	〃
塩竈市立玉川小学校	〃

【参考】諸表簿点検票 令和7年度用

※令和6年2月9日 宮城県教育委員会「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」(以下URL)参照

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gikyoku-gkh/index.html>

校内での点検等に御活用ください

表簿名	番号	点検	点検内容	チェック
指導要録 様式1 「学籍の記録」	1	☐	・ 情報セキュリティの校内規約を作成し、データ等の管理を厳正に行っている。	
	2	☐	・ 児童生徒や保護者氏名のふりがな(ひらがなの名前も)、住所(学齢簿通り)、学校名や学校所在地、転入前在籍学校所在地を正確に書いている。 ・ 氏名及び現住所などを変更した場合は、変更箇所を黒二本線で消して、新氏名あるいは新住所などを記入(変更日は記載しなくてもよい)している。 ・ 保護者変更は、学齢簿の変更通知により行っている。	
	3	☐	・ 転入者の記録については、受け入れた段階で転入年月日、前在籍学校の転出年月日を確認の上、記入する。なお、転入年月日については教育委員会(学校)間で事前に確認し、転出先学校から受け入れた日の前日と重複や空白等の生じないように留意する。また、外国から帰国した児童生徒が編入学した場合は、「入学・編入学等」の欄及び「入学前の経歴」の欄の両方に記入する。	
	4	☐	・ 校長印と担任印は年度末に押印する。(電子化については、「全体26」参照)	
指導要録 様式2 「指導に関する記録」	5	☐	・ 学習指導要領に対応した参考様式を用いている。	
	6	☐	・ 「各教科の学習の記録」の学習状況及び評定の記録については観点と評定との関連について校内で共通理解を図っている。 ・ 授業や単元ごとの評価及び学期・学年末での総括等、記載までの過程を適切に計画し実施している。 ・ 評定が「1」の場合は、指導歴を「指導上参考となる事項」に記載することが望ましい。	
	7	☐	・ 「特別の教科 道徳」「総合的な学習の時間」「特別活動」の評価と書き方について、校内で共通理解を図っている。	
	8	☐	・ 不登校児童生徒の学習状況や評定については、家庭での取組も含め、評価の材料となるものの累積に努めるとともに「指導上参考となる事項」に記載している。 ※R1. 10. 25 文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について」参照 R6. 8. 29 文部科学省「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」参照	
	9	☐	・ 非常時に臨時休業又は出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒について、オンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の様式2の別記として、特例の授業等の記録について学年ごとに作成している。 ※R3. 2. 19 文部科学省「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」参照	
	10	☐	・ 授業日数については、転出入者以外は学年の授業日数が同一になっている。	
出席簿	11	☐	・ 転出入の扱いについては出席簿在籍欄と指導要録様式1とが整合している(特に4月1日転入者等)。	
	12	☐	・ 各週及び月累計の「備考欄」の記載について、校内で統一している(欠席事由の表記、日数表記、忌引きの扱い等を校内で統一)。	
	13	☐	・ 長期休業日について、学校管理規則に従って校内で統一して記載している。	
	14	☐	・ 「氏名欄」の表記と指導要録様式1「氏名欄」とが整合している(旧字体、異体字等)。	
	15	☐	・ 学級の在籍数は、その月始めの在籍数を記載している。	
	16	☐	・ 祝日の振替は、「振替休日」ではなく「休日」と記載している。	
	17	☐	・ 「国民の祝日・休日」については、現在制定されている「国民の祝日に関する法律」の規定をもとに記入している。	
健康診断票	18	☐	・ 「事後措置」の欄に連絡を必要とする疾病等があった場合のみ記入している。	
	19	☐	・ 未検査の場合でも、未検査であることを校医が確認した証として、日付が記載されている。	
	20	☐	・ 前年度の数値に誤記入があった場合は、備考欄に「前年度誤記入あり」などと記入し、本年度の欄に正確な測定値を記入している。	
	21	☐	・ 「担当医師所見」及び「担当歯科医師所見」の欄 法第12条の規定によって市町村の教育委員会がとるべき事後措置に関連して担当医師又は担当歯科医師(以下「担当医師等」)が必要と認める所見及び当該担当医師等の氏名を記入する。(押印を省略することが可能) ※R2. 11. 13 文部科学省「学校保健安全法施行規則の一部改正について」参照	
全 体	22	☐	・ 児童生徒の個人情報の管理を徹底している。	
	23	☐	・ 諸表簿については校内の点検・整備体制を構築し、適切な時期に点検整備を行っている(点検後の修正等も確実に実行されている)。	
	24	☐	・ 公簿の訂正は、紙片の添付や修正液の使用はせず、訂正印を用いている。	
	25	☐	・ 電子化に伴い、入力したデータ等が原本と相違ないことを確実に確認している。	
	26	☐	・ 校長、学級担任者の押印については、電子署名等、文書の真正性を担保する手段を講じることで省略可能。 ・ 電子化に伴い、押印を省略して指導要録等を電子的に作成・送付・保存する場合は、従来の押印により担保されてきた校長の関与等、適正かつ組織的な手順を担保している(市町村教育委員会の指導による)。 ※H24. 3. 29 文部科学省「表簿・指導要録等の電子化に係る基本的な考え方等について」参照 ※R6. 2. 9 宮城県教育委員会「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」参照	

※特別支援学級・通級による指導については、次ページ以降「特別支援学級・通級による指導 指導要録記入のチェックポイント」参照

※令和6年度指導概況報告「6 諸表簿の整備について(p8～p9)」参照

特別支援学級・通級による指導 指導要録記入のチェックポイント

このチェックポイントは、宮城県教育委員会HP「指導要録記入の手引き」を基に特別支援教育課の助言を受けて仙台教育事務所が作成しました。
リンクはこちら



1 特別支援学級 どの障害種別でも共通のチェックポイント	
□	様式2については、障害種別に合致した様式を使用していますか？ Point ・知的障害がない場合は、[視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校]の様式2を使用します。（通常の学級のものにはない「自立活動の記録」の欄が裏面中段にある。） ・知的障害がある場合は、[知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校]の様式2を使用します。
□	様式2 裏面の「入学時の障害の状態」の欄は記入してありますか？ Point ・障害名を記載しますが、自閉症・情緒障害特別支援学級については、「自閉症」、「場面緘黙」等と診断名等を記載してもよい。 ・主たる障害を先に記入し、併せ有する障害名も記入します。
2 特別支援学級 知的障害がない児童生徒の場合のチェックポイント	
□	・知的障害がない児童生徒に、各教科等を合わせた指導（生活単元学習、作業学習等）をしていますか？
□	・道徳、特別活動、総合的な学習の時間（小3年生以上）、外国語活動（小3、4年生）、外国語（小5、6年）の評価は書かれていますか？
□	・自立活動の欄に指導の目標や内容、成果等が書かれていますか？ Point 自立活動は時間割上に位置付けていない場合も個別の指導計画に基づいて必ず指導を行わなければなりません。したがって評価は必ず記入します。（参照：特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編）
□	・履修した当該学年の教科あるいは下学年対応を行った教科の評価が書かれていますか？ Point 一部の教科で「下学年対応」を行った場合、行った教科の評価を記入、欄外に「別紙参照」等の記載をし、総合所見欄に「算数は、〇学年の内容の評価である」等の記述をし、指導した内容等を別紙で添付します。
3 特別支援学級 知的障害がある児童生徒の場合のチェックポイント	
□	・教科名を正確に書いていますか？ 小学校：社会、理科、家庭→例1参照 中学校：技術・家庭→例4参照 Point （小学校の場合） 様式2にある「生活」は特別支援学校小学部の教科である「生活」ですので、小学部の教科「生活」を履修している場合は、この欄に評価を記載します。小学校1、2年生の教科「生活」を履修している場合も結果として名前が同じなのでこの欄に記載します。在籍する児童が3年生以上になり「理科」「社会」「家庭」を履修している場合は、教科名を記入し、文章で評価を記載します。 （中学校の場合） 様式2にある「職業・家庭」は特別支援学校中学部の教科名です。「技術・家庭」を履修している場合はこの欄に「技術・家庭」と書き評価を記入します。「外国語」については、「その他」欄に教科名を書き評価を記入します。
□	・生活単元学習や作業学習等の「各教科等を合わせた指導」の評価を正しく書きましたか？ 小・中共に例2、中は例4参照 Point 「生活単元学習」「日常生活の指導」「遊びの指導」「作業学習」は教科名ではなく指導の形態名ですので教科名の欄に書くことはできません。例えば、「生活単元学習」で、図画工作の内容を扱った場合、図画工作の欄に図画工作の評価と共に「『秋の飾りを作ろう』では、紅葉するもみじの葉を絵の具を使って描き、一枚一枚に変化を付けながら丁寧に彩色することができました。（生活単元学習）」のように記載します。特別支援学級の多くは、教科別の学習を中心に教育課程を編成しているので、各教科等を合わせた指導を行っている場合も「扱う教科」の欄に各教科等を合わせた指導の評価を記入すると書きやすいでしょう。
□	・3年生以上の児童について、「総合的な学習の時間」の評価が書かれていますか？例3参照 Point 「総合的な学習の時間」は、「各教科等を合わせた指導」として合わせて指導することはできません。[知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校]の様式2には総合的な学習の時間の評価の欄はありませんので「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に文章で記入します。
□	・特別の教科道徳の評価は書かれていますか？ Point 各教科等を合わせた指導の中で道徳の指導を行っている場合（時間割上に道徳がない場合）も道徳の評価については記載します。 参照：特別支援学校学習指導要領解説の「2 指導内容の重点化（小学部）（中学部）」
4 通級による指導のチェックポイント	
□	・通級による指導を受けている児童生徒について総合所見欄に必要事項が書かれていますか？ Point 記述例 ○〇小学校の学びの教室（LD等）にて通級指導を受けた。指導内容等の詳細は別紙のとおり（写しを別紙として添付）。 参照：「小学校・中学校・特別支援学校指導要録記入の手引き」（宮城県教育委員会） 令和6年2月9日更新 ※指導要録の整備は学校設置者である市町村教育委員会の所管です。市町村で別の書き方を推奨しているのであればそちらに沿った書き方をすることとなります。

特別支援学級(知的障害の教育課程の場合) 様式2の記入例

例 1

小学校:小学校の教科(理科、社会、家庭)を履修している場合

様式2 (指導に関する記録)

知的障害者である児童に教育を行う特別支援学校

児童氏名	学校名	区分学年	1	2	3	4	5	6
〇〇 〇〇	〇市立〇小学校	学級	あおぞら1	あおぞら1	あおぞら1	あおぞら1	あおぞら1	あおぞら1
		整理番号						

教科名(理科、社会、家庭)を書き、評価を記載します。

各教科・特別活動・自立活動の記録						
	1	2	3	4	5	6
生活			(理科) (社会)	(理科) (社会)	(理科) (社会) (家庭)	(理科) (社会) (家庭)

例 2

小・中学校:生活単元学習や作業学習等の各教科等を合わせた指導をしている場合

	1	2	3	4	5	6
国語	・ひらがなとカタカナ五十音については・・・。 ・児童会まつりでは、お店のチラシ作りで文字の大きさに気をつけながら・・・。 (生活単元学習)					
図画工作	・交流学級において、色や形を工夫しながら〇〇の絵を・・・。 ・秋祭りをしようでは、上級生の様子を真似て色紙の色を選び紅葉の葉を・・・。 (生活単元学習)					

各教科等を合わせた指導である生活単元学習等で国語や図画工作の内容を扱った場合は扱った教科の欄に評価を記載し、文末に(生活単元学習)や(日常生活の指導)(作業学習)と記載します。

例 3

小学校:総合的な学習の時間の評価の記入の仕方

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年
・〇〇・・・。	・〇〇・・・。	・〇〇・・・。	・〇〇・・・。 (総合的な学習の時間)福祉学習では、交流学級の児童と一緒に・・・。 (外国語活動)交流学級の児童と一緒に・・・。	・〇〇・・・。 (総合的な学習の時間)地域を調べる習では、交流学級の児童と一緒にテーマを・・・。 (外国語)交流学級の児童とALTの・・・。	・〇〇・・・。 (総合的な学習の時間)福祉学習では、交流学級の児童と一緒に・・・。 (外国語)アルファベットの・・・。

3年生以上は総合的な学習の時間は必修です。外国語活動、外国語を履修している場合、評価は総合所見欄に記載します。

例 4

中学校:技術・家庭、作業学習、外国語の評価の記入の仕方

各教科・特別活動						
	1	2	3	4	5	6
「技術・家庭」と書き直す	職業・家庭 ・教師の支援を受けて、交流学級においてコンピューターの・・・。 ・学級園で栽培した野菜を育てるために作業の仕方を・・・。(作業学習)					
その他を「外国語」と書き直す	その他 ・学級の生徒と一緒にALTの音声聞いて真似て声を出したり話したりする活動を・・・。					

職業・家庭を履修している場合、教科名はそのまま。技術・家庭を履修している場合は教科名を技術・家庭とする。作業学習は生活単元学習と同じように、扱う教科である職業・家庭(技術・家庭)の欄に記載し、文末に(作業学習)と記載します。

中学部では外国語が必修でないことからその他となっているが、外国語を履修している場合は教科名を書き換えます。